

〈定期刊行物レビュー〉

2009年12月～2010年2月

保 険

○米国医療保険における利用管理の意義－わが国の医療保険への教訓－

(米山高生、福岡藤乃)

(あいおい基礎研 REVIEW 2009. December 第7号：あいおい基礎研究所)

本稿は、米国の医療保険において導入されている利用管理について、そのプロセスと実態を紹介し、わが国の医療保険制度において教訓とすべき点を説明している。

米国では、公的医療保険の対象が高齢者や低所得者等に限られ、企業等が被用者等に提供する民間医療保険が公的医療保険を代替する役割を担っている。利用管理は、治療の必要性とともに、適切性および効果等を総合的に評価する手法である。元々は、出来高払いの公的医療保険の医療費を抑制するために導入された利用評価制度から発達して、制度的改善が加えられ、民間医療保険にも幅広く導入されたものである。

本稿では、利用管理のプロセス、評価基準と実務、利用管理が適正に運営されるための法規制および品質評価機関による認証、内部評価結果に不満があった場合の外部評価など、制度運営の実態および今後の課題等を説明している。さらに、わが国における自動車保険および海外旅行傷害保険等における医療費支払の調査および審査手続等を対比し、利用管理の意義を検証している。その上で、本稿は、民間医療保険の利用範囲が拡大した場合、米国型の利用管理が参考になると結論付けている。

○保険規制とグローバル金融危機：発生確率が低い事象の問題

(クリストファー・オブライエン)

(ジュネーブ・ペーパー, 35 巻 1 号 2010.1 : ジュネーブ協会)

本稿は、グローバル金融危機を想定して、最低ソルベンシー・マージンに使用する確率論的方法とストレス・テストの長所と短所を検討したものである。筆者は、ノティンガム大学ビジネススクールの「リスクと保険研究所」のディレクターであるクリストファー・オブライエン (Christopher O'Brien) 氏である。

始めに、グローバル金融危機のような危機的状況における確率論的方法の問題点を指摘している。確率論的方法では発生確率の低い将来の事象を反映できないこと、最低資本水準の設定だけではなく保険会社の管理や業務プロセスも重要であること、ストレス・テストによる確率論的方法を補強する必要性などが課題であるとしている。

次に、ストレス・テストは正に危機的状況を想定しており、首尾一貫性があり柔軟に変更できる。一方、確率論的方法に将来予測を盛り込むことが難しく柔軟性に欠ける。ストレス・テストは簡素化されているのでリスクに関するコミュニケーションに有用で、役員や経営幹部にも理解し易く、これによって保険会社内のリスク・マネジメントを推進し易いと分析している。これらは、監督者の望むこととも合致することである。

最後に、グローバル金融危機は確率論的方法の機能が低下する予測不能な事象である。ストレス・テストが将来の保険者の監督で重要な役割を担うであろうと結び、ストレス・テストの有効性を説いている。

○不実申告免責規定の理論的根拠と解釈—保険法の下における考察—（藤原晴美）

（損害保険研究 第71巻 第4号、2010.2：損害保険事業総合研究所）

わが国の損害保険普通保険約款には、保険契約者側が保険給付請求時に、正当な理由なく、提出書類に知っている事実を表示しなかったとき、もしくは不実の表示をしたときは、保険者は免責される旨を定めた不実申告免責規定がある。従来裁判例は不実申告免責規定の有効性を認めているが、2010年4月施行の保険法の下においては実申告免責規定の有効性に問題がないとはいいきれず、保険法の下においても本規定の有効性が認められるためには、本規定の理論的根拠を明らかにし、理論的根拠に基づいて本規定を解釈する必要がある。

本稿では、はじめに保険法の情報の非対称性に関する立場があらわれていると考えられる告知義務規定を検討し、次に保険法上の保険事故発生後の事故に関する情報の非対称性に関連する規定の解釈を検討している。最後に、筆者は、保険法の検討および従来不実申告免責規定に関する裁判例と学説をふまえ、不実申告免責規定は、保険制度の健全性を維持するために必要な規定であり、保険法の下でも有効であるとしている。

銀 行

○金融規制改革の衝撃 ロンドン国際金融センターの地位は揺らがないのか

～自己資本・流動性規制に続きボーナス税～（小立 敬）

（週間金融財政事情 2010.2.8：金融財政事情研究会）

金融危機以前、ロンドン市場は国際金融センターとしての確固たる地位を築いていた。しかしながら今回の金融危機によって、金融機関の資産保証や債務保証を含めるとイギリスのGDPの5割を超える公的資金が金融セクターに投入される結果を招き、金融サービス機構（FSA）を解体するという案も保守党内から出されている。

本稿では、こうした状況下でプリンシプル（原則）ベースの規制・監督を重視してきたFSAが自らの失敗を認め、銀行等の自己資本規制および流動性規制の強化の実施、金融機関のリビング・ウィル（生前遺言）の導入検討の他、金融機関の高額報酬の抑制を目的としたボーナスへの特別税導入など、次々と打ち出している規制強化策を紹介している。また、こうした規制強化の結果、ロンドン是最も規制の厳しい市場となり、金融機関の健全性の向上が市場の競争力強化につながるという金融当局の意

図とは裏腹に、国際金融センターとしての地位の低下が懸念されることも指摘している。ただし、イギリスは国際的な金融制度改革を通じた金融の新たな秩序づくりへの貢献を意識してグローバルな規制の調和を強く主張しており、この主張が国際的に認められれば、イギリスの規制強化の方向性が新たな国際標準となる可能性も示唆している。

○地域密着型金融と PFI（伊庭 良知）

（信用金庫 2010.2：全国信用金庫協会）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（Private Finance Initiative：PFI 法）が 1999 年 9 月に施行されてから 10 年が経過した。

本稿は、最近の PFI 事業について、従来の大企業独占から地域主導に移行しつつある現状を捉えたうえで、地域密着型金融の機能強化を通じ中小企業の再生と地域経済の活性化を図る信用金庫が、地域の比較的小型の PFI に参加する道や果たすべき役割について考察したものである。

損害保険は、公共施設等の建設入札段階では履行保証保険の付保、建設段階では建設工事保険の付保などを通じて PFI に関与することになる。

全国地域 PFI 協会顧問の筆者によると、信用金庫の果たすべき役割について次の点を提案している。

- PFI 融資先は、比較的安全な融資先であり、地域における「間柄重視」「目利き」融資を通じて地域内における資金還流や社会資本整備に貢献できることから、地元信用金庫がもっと中心に出るべきである。
- 公共事業計画の際には、不動産の定期借地や売却、等価交換といった手法が比較・検討の対象となるので、その場で信用金庫が中心的な役割を発揮すべきで、それにより営業チャンスの拡大が期待できる。
- PFI 事業を含むさまざまな公共事業手法の果実を地域が享受できる状況をできるだけ早く創り上げる努力をすべきである。

○リスク計測手法の限界と今後の課題（森本 祐司）

（リージョナルバンキング 2010.2：第二地方銀行協会）

金融機関や事業法人に財務・リスク管理のアドバイスを提供するキャピタスコンサルティングの代表取締役である筆者が、リスク計測手法の一つであるバリュアット・リスク（VaR）等について論じている。

筆者はまず、ほとんどすべての金融機関で使用されているリスク計測手法としての VaR について、過去データを用いることの限界、正規分布を想定することによる限界、VaR を超過した値の情報が欠落しているという限界などを説明したうえで、これを補完するものとしてストレス・テストがあることを紹介している。

バーゼル銀行監督委員会が2009年5月に公表した諸原則の中では、ストレス・テストが、バリュー・アット・リスク (VaR) やエコノミック・キャピタルのような他のリスク管理手法を補完し且つ独立したリスクの視点を提供すべきであるとされている。

証 券

○東証次世代売買システム arrowhead 稼動 (増田 剛)

(週刊金融財政事情 2010.1.8 : 金融財政事情研究会)

2005年から2006年に発生したシステムトラブル等への対応として準備が進められてきた東京証券取引所 (以下、東証) の次世代売買システム「arrowhead」がこの1月4日に稼動した。本稿では、その次世代システム開発の背後にあった市場構造の変化にも触れながら、システム開発のコンセプトを説明し、さらに、次世代システム稼動にあわせて実施した売買制度等の見直しについて解説している。

このシステムトラブル以前より、東証のシステムは注文・約定処理の高速化、注文の小口化とそれに伴う取引件数の急激な増加といった市場構造の変化への対応が必要となっていた。東証としては、流動性が高まれば使い勝手のよい市場として世界中の機関投資家や上場会社に広く認知されることになることから、システム構築に当たっては流動性の向上を最重視している。これを受けて、次世代売買システムは、①安全性・拡張性、②高速性、③柔軟性、④堅牢性という4つのコンセプトのもとに開発された。

これと併せ、取引参加者の意見を踏まえ、システムの簡素化、約定の促進、円滑な価格形成等の観点から、売買制度の見直しも行った。具体的な見直し項目は、①呼値の単位、呼値の制限値幅および気配の更新値幅等の一部見直し、②連続約定気配の新設、③半休日の廃止、④気配情報の拡充などである。

一方で、特別気配、制限値幅などといった枠組など、公正な価格形成や流動性確保のために必要と判断した既存ルールや機能は変更せず従来どおり提供したことにより、次世代システムへの移行がスムーズに実現しできたとしている。

最後に、国際的な市場間競争にゴールはなく、めまぐるしく変化する市場環境の中で、東証の優位性を保つには、市場関係者も含めた一体となった努力が必要であり、魅力ある市場づくりに取り組んでいくと結んでいる。

○イスラム金融の最近の国際動向について (糠谷英輝)

(月刊資本市場 2010.2 : 資本市場研究会)

本稿は、(財)国際通貨研究所の主任研究員である筆者が、中東湾岸諸国 (サウジアラビア、バーレーン等)、アジア (マレーシア、シンガポール、インドネシア)、欧

州（フランス、ルクセンブルク）でのイスラム金融市場の動向、イスラム金融の今後の拡大に向けた課題、イスラム金融の展望にあたっての指摘をまとめた記事である。

イスラム金融にはシャリアと呼ばれるイスラム法への適格性が求められるが、発行後の債券がシャリア不適合とされるシャリア・リスクや、2009年にはデフォルト（債務不履行）が現実が発生するなどの不透明性も表面化している。シャリアの解釈に国際基準はないが、信仰に関する事項であり標準化が難しい性質もある。しかし、筆者は市場の拡大に伴い実質的な標準化も促されることを予想している。

また、イスラム教徒の人口は世界全体で約16億人弱だが、人口増加率が高く、2030年代には世界人口の3分の1がイスラム教徒になるとの推計もある。アジア諸国および中東諸国は世界の2大貯蓄超過地域であると同時に、インフラ整備等の開発プロジェクトが多く膨大な資金需要が見込まれていることから、イスラム金融の拡大可能性が高いと指摘している。